

愛知県住宅供給公社非常勤嘱託員募集案内

1 募集内容

(1) 採用予定者数

1名

(2) 勤務予定地

名古屋尾張住宅管理事務所 高針業務所（名古屋市名東区牧の里三丁目501）

※週に2日程度平針住宅業務所（名古屋市天白区平針南一丁目212）勤務あり

(3) 職務内容

主に下記の職務に従事していただきます。

- ・ 県営住宅の家賃等の納付指導（電話・訪問）及び現金領収業務に関すること
- ・ 住宅入居者の修繕相談
- ・ 県営住宅の入居及び退去等に伴う窓口・電話対応に関すること
- ・ 入居者及び自治会との相談窓口業務
- ・ その他附帯する事務（住宅業務所駐在員事務取扱要領に沿った業務を含む。）

2 受験資格

(1) パソコンの操作が円滑にできる方（Microsoft Word・Excel等の操作）

(2) 普通自動車運転免許を保有していること。

(3) 次のいずれかに該当する場合は受験できません。

ア 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人（以下はその内容）

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(イ) 愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

イ 1999年改正前の民法の規定による準禁治産宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

※2024年度末まで公社と雇用関係が継続していた者については受験できません。

3 応募手続及び選考方法

申 込 先	〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号 愛知県住宅供給公社 総務課 総務・人事グループ 担当：近藤 電話（052）954-1341 【交通機関】地下鉄名城線（桜通線）久屋大通駅2番出口すぐ
申 込 方 法	公社のホームページから指定の「 非常勤嘱託員採用申込書（高針業務所） 」を印刷にて出力し、所要事項を記入（写真貼付）の上、上記の申込先あてに郵送してください。封筒には、 <u>採用試験受験申込と朱書き</u> で明記してください。 ※他の申込書と間違えないようご注意ください。

	<p>※※応募時提出書類は採用選考以外には使用しません。また、提出していただいた応募書類は返却いたしません。当公社が責任を持って処分しますのでご了承ください。</p>
申 込 期 限	<p>【2025年5月8日(木)必着】 なお、応募者が多い場合は期限前に受付を締め切る場合があります。</p>
選 考 方 法	<p>受験資格確認、面接試験</p>
面 接 試 験 日	<p>【2025年5月15日(木)】 時間等詳細については締切日以降に、申込書に記入して頂いた e-mail アドレスあてにお知らせします。</p>
試 験 会 場	<p>愛知県住宅供給公社 本社 4 階</p>
合 否 の 通 知	<p>後日文書で通知</p>

4 給与等

雇 用 期 間	<p>2025年6月1日から2026年3月31日まで (業務上必要であり、勤務成績が良好な場合のみ2回まで更新する場合があります。更新時には業務内容・場所が通勤可能な範囲内で変更となる可能性があります。)</p>
勤 務 時 間	<p>週 29 時間勤務 (原則週 5 日 : 6 時間 35 分×4 日、2 時間 40 分×1 日)</p>
休 日	<p>日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの指定する曜日 国民の祝日に関する法律に規定する日 12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日</p>
休 暇	<p>年次有給休暇 10 日、夏季休暇等</p>
報 酬	<p>月額約152,500円から約207,500円(2025年4月1日現在) 学歴・職歴等に応じて決定 その他、所定の基準に従い通勤方法及び距離に応じた通勤費相当額を加算</p>
福 利 厚 生	<p>社会保険等：健康保険(協会けんぽ)、厚生年金・雇用保険、労災保険</p>
退 職 金	<p>支給しません</p>
賞 与	<p>6月と12月に在職期間に応じて支給</p>
昇 給	<p>なし</p>

住宅業務所駐在員事務取扱要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、住宅業務所（サンコート砂田橋を除く）に駐在する職員及び嘱託員（以下「駐在員」という。）の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(業 務)

第 2 条 駐在員は、入居者及び自治会（以下「入居者等」という。）の窓口となり、文書の收受及び伝達、県営住宅の家賃、附帯設備使用料及び駐車場使用料の収納事務及び納付指導、住宅に関する事項の調査及び報告等について、この事務取扱要領の定めるところにより適正な処理を行う。

(事務引継)

第 3 条 駐在員は、転任又は休職を命ぜられ若しくは退職したときは、7 日以内に事務引継を完了し、住宅管理事務所長又は支所長（以下「住宅管理事務所長等」という。）に報告しなければならない。

(不在の場合の措置)

第 4 条 駐在員が住宅業務所を不在にするときは、その所在を明らかにしておかなければならない。

(営業禁止等)

第 5 条 駐在員及びその家族は、担当区域内の県営住宅に居住する者を対象とする営利企業若しくはこれに類する業務にたずさわってはならない。

2 駐在員及びその家族は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(住宅配置図の整備)

第 6 条 住宅業務所には、住宅配置図を備え付けなければならない。

(文書の收受及び伝達)

第 7 条 駐在員は、県営住宅管理人及び連絡員（以下「管理人等」という。）、又は入居者等から次に掲げる書類を收受した場合は、速やかに住宅管理事務所又は支所（以下「住宅管理事務所等」という。）へ送付する。

- (1) 同居親族異動届
- (2) 同居承認申請書
- (3) 承継承認申請書・敷金の充当(充当 拒否)申請書
- (4) 不在届
- (5) 連帯保証人氏名(住所)変更届
- (6) 入居者氏名変更届
- (7) 住宅変更申請書

- (8) 普通県営住宅家賃減免・減額申請書
- (9) 収入申告書
- (10) 収入決定の変更申請書
- (11) 緊急連絡先届
- (12) 緊急連絡先変更届
- (13) その他

(納付指導等)

第 8 条 駐在員は、県営住宅の家賃、附帯設備使用料及び駐車場使用料の収納事務及び納付指導を行う。

(住宅に関する事項の調査及び報告等)

第 9 条 駐在員は、次の各号に掲げる事項について速やかに住宅管理事務所等に報告する。

- (1) 不正入居者、無断退去者に関する調査及び報告
- (2) 住宅等の災害、事故の調査及び報告
- (3) 修繕を要する箇所の報告
- (4) 住宅及び共同施設並びに消防用設備の点検及び異常を認めた場合の報告
- (5) 違反ポスターの連絡
- (6) 入居者及び入居者以外の者による侵害行為の報告
- (7) 入居者等及び管理人等からの一般的な相談及び報告
- (8) 入居者等からの苦情等に伴う調査及び報告
- (9) その他必要事項についての調査及び報告

(施設及び物品の管理)

第 10 条 駐在員は、次に掲げる施設等を管理しなければならない。

- (1) 住宅業務所等
- (2) その他備品等

(菱野センタービルの管理)

第 11 条 菱野住宅業務所の駐在員は、菱野センタービルを管理するため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 集会室の使用許可及び使用料の請求
- (2) 電気使用量の検針の立合
- (3) 集会室及び共同施設部分の清掃
- (4) その他必要な事項

(定期報告)

第 12 条 駐在員は、業務の内容について別に定める業務取扱状況報告書により毎月 10 日までに住宅管理事務所長等に報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第 12 条関係

住宅業務所の業務取扱状況報告書（ 月分）

（ 住宅業務所）

取 扱 区 分		該当月分	累 計	そ の 他
納 付 指 導	文 書 催 告			
	電 話 催 告			
	訪 問 指 導			
	来 訪 指 導			
督 促 状 の 配 付				
現 金 徴 収	件 数	件	件	
	金 額	円	円	
同 居 親 族 異 動 届				
同 居 承 認 申 請 書				
承 継 承 認 申 請 書				
普 通 県 営 住 宅 家 賃 減 免 ・ 減 額 申 請 書				
そ の 他				

(H28. 2. 1)

